

表2-4-1-1(1) 大気汚染に係る環境基準・指針(1)

【環境対策課】

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	(注1) 浮遊粒子状物質 (SPM)	(注2) 光化学オキシダント (O _x)	二酸化窒素 (NO ₂)	(注3) 非メタン炭化水素 NMHC
環境上の 条件	1時間値の1日平均 値が0.04ppm以下で あり、かつ、1時間値 が0.1ppm以下である こと。 〔原則として5年以 内に達成すること〕	1時間値の1日平均 値が10ppm以下であ り、かつ、1時間値 の8時間平均値が 20ppm以下であるこ と。 〔できる限り速や かに達成維持す ること〕	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、か つ、1時間値が0.20mg/m ³ 以 下であること。 〔同左〕	1時間値が0.06ppm以 下であること。 〔同左〕	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでのゾ ーン内又はそれ以下であること。 〔1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内にある地域にあっ ては、原則としてこのゾ ーン内において現状程度の水 準を維持し、又はこれを大 きく上回ることをとらない よう努めるものとする。〕	光化学オキシダントの日最高1 時間値0.06ppmに対応する非メ タン炭化水素の濃度として、午前 6時から9時までの3時間平均 値が、0.20ppmCから0.31ppmCの 範囲にあること。
測定方法	溶液導電率法又は紫 外線蛍光法	非分散型赤外分析計 を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測 定方法又はこの方法によ って測定された重量濃度と直 線的な関係を有する量が得 られる光散乱法、圧電天び ん法若しくはベータ線吸収 法	中性ヨウ化カリウム 溶液を用いる吸光光 度法若しくは電量 法、紫外線吸収法又 はエチレンを用いる 化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光 度法又はオゾンを用いる化学発 光法	ガスクロ分離FID検出器による直 接法又は全炭化水素とメタンの 差量法
告示年月日	昭和48年5月16日	昭和48年5月8日			昭和53年7月11日	昭和51年8月13日(中公審答申)

平成20年3月31日現在

- (注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- (注1) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- (注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- (注3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。

表2-4-1-1(2) 大気汚染に係る環境基準・指針(2)

【環境対策課】

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン TCE	テトラクロロエチレン PCE	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔できる限り速やかに維持達成すること。〕	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔同左〕	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔同左〕	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔同左〕
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
告示年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日

平成20年3月31日現在